

## 資金移動業者の口座への貸金支払いに対する懸念点

日本労働組合総連合会  
総合政策推進局長 仁平 章

資金移動業者の口座への貸金支払いに対して、貸金の確実な支払いという観点から、懸念する点は下記の通り。

## I. 懸念点

## ○ 資金保全について

- 資金移動業者が破綻した場合、供託等による資金保全義務が課されているとはいえ、払戻までに時間がかかる。
- 供託にはタイムラグがあり、資金保全不足の懸念がある。
- 資金移動業者は許可制ではなく登録制であり、登録要件さえ満たせば、どのような業者でも資金移動業が可能である。
- 資金移動業者には銀行のように專業義務は課されておらず、業務範囲は無制限に可能であるが、監督官庁である金融庁が監督指導できるのは資金移動業に係る部分に限られる。そのため、本体業務が危うくなった際、資金移動業にも大きな影響が及ぶことが懸念される。
- 資金決済法において「適正かつ確実に遂行するための財産的基礎があること」とされているが、明確な資本要件はなく、突然の破綻・統廃合という懸念がある。
- 資金移動業単体としての財政の健全性の確認が不十分ではないか。
- 個社によって保全のスキームが異なることが想定されており、なおかつ、保証会社や保険会社といった民間の事業者が担うこととされているが、特定の事業者に資金保全を任せる体制は、その事業者のリスクも抱えることになることを懸念する。

## ○ 不正引き出し等への対応について

- 不正利用された場合の補償について、共通の保護規定はなく、事業者任せである。利用者からすれば、事業者によって対応が異なる懸念があり、利用者保護の観点から十分でない。
- 不正利用された場合の立証責任が利用者にならされているが、デジタル技術の進展等から利用者には不正利用の原因が分からないことも多く、立証のハードルが高いことから、利用者保護の点において問題である。

## ○ 口座への滞留防止について

- 資金移動業は口座への滞留を前提としておらず、滞留資金または滞留防止に関する検討が十分なされていない。

- 送金額が 100 万円未満の第 2 種においては、口座に滞留しないよう促すというが、促す仕組みについては事業者任せであり、滞留防止の実効性が明らかではない。
- **監督指導体制について**
  - 賃金の確実な支払いのためには、2 階部分で検討されている労基則だけの問題ではなく、1 階の資金決済法にも大きく関係するものであり、厚労省と金融庁の連携および監督指導体制が不明である。
  - 銀行においては監督指針、資金移動業においては事務ガイドラインで同様の文言に基づきモニタリングや指導を行っているというが、それは「リスクに応じた」程度であり、資金移動業者に対する実際の指導状況が不明である。
- **個人情報の保護について**
  - 決済利用に伴う個人情報データの保護・取扱いについての検討が十分行われていない。
  - 資金移動業者においては、決済利用に伴う膨大な情報が集まるにもかかわらず、個人情報について銀行と同じ監督手法で良いのか、情報の利活用や流出について懸念がある。
- **本人同意について**
  - 労基法第 24 条に係る現行の通知では、賃金振込口座について、「労働者の便宜に十分配慮して定めること」とあるが、実際には使用者から指定されている事例も少なくない中、真の本人同意がどこまで担保できるのか懸念がある。

以 上